

教第69号議案

神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月27日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理 由

教育委員会事務局長の印を新設するにあたり、規則を改正する必要があるため。

神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会公印規則（昭和42年7月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第1 一般公印（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条関係）						別表第1 一般公印（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条関係）					
公印の 名称	ひな型	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	管守 責任 者	用途	公印の 名称	ひな型	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	管守 責任 者	用途
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市 教育委 員会教	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市 教育委 員会教	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

育長印						育長印					
神戸市 教育委員会 事務局長 印	神戸市教育委員会 事務局長印	てん 書	方24	総務 課長	事務 局長 の権 限に 属す る公 文書 用						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。